

# 2024 ヤマハグループのトータル保障 団体契約保険

保険料給与天引期間

2024年1月から2024年12月まで

- |                      |      |                               |
|----------------------|------|-------------------------------|
| ③病気・ケガ補償コース          | 保険期間 | 2024年1月1日16:00~2025年1月1日16:00 |
| ④病気・ケガ補償コース(オプション特約) | 保険期間 | 2024年1月1日16:00~2025年1月1日16:00 |
| ⑤短期休業補償コース           | 保険期間 | 2024年1月1日16:00~2025年1月1日16:00 |
| ⑥長期休業補償コース           | 保険期間 | 2024年1月1日16:00~2025年1月1日16:00 |

募集締切

2023年10月13日(金)まで

ご加入にあたっては、重要事項のご説明(契約概要/注意喚起情報)を必ずご覧ください。

ヤマハ株式会社 人事部

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

3	病気・ケガ補償コース	団体割引率等 <b>36.25%</b>
4	病気・ケガ補償コース (オプション特約)	団体割引率等 <b>36.25%</b>
5	短期休業補償コース	団体割引率等 <b>36.25%</b>
6	長期休業補償コース	団体割引率 <b>25%</b>

■募集期間は1年に1度の一斉募集時のみ  
 ■保険期間は1月1日から1年更新  
 ■保険料は給与天引(12分割)月払

contents

- ③ 病気・ケガ補償コース ..... 1
- ④ 病気・ケガ補償コース(特約) ..... 3
- ⑤ 短期休業補償コース ..... 7
- ⑥ 長期休業補償コース ..... 11
- 保障(補償)のあらまし ..... 15
- 重要事項のご説明 ..... 26
- 保険金請求の手続 ..... 41
- 保険金請求依頼書 ..... 42

★加入資格年齢(2024年1月1日現在)  
 ③④病気・ケガ補償コースは申込締切日(2023年10月13日)時点で出生されている方に限ります。

ヤマハグループのトータル保障 団体契約保険2024 コースの 概要と特色 (加入資格・退職後の取扱いなど)

							ヤマハグループのトータル保障 団体契約保険2024		OB保険
募集時期	コース番号	コース名	引受保険会社	概要	保険期間	加入対象者	60才までの従業員	60才以上の雇用者(再雇用者含む)*継続のみ可能	退職後
年次募集のみ 1年コース	3	病気・ケガ補償コース	三井住友海上	病気やケガによる医療費支出をカバーするための補償です。 団体割引等適用	2024年1月1日 16:00 ↓ 2025年1月1日 16:00	申込人本人 配偶者 子供 生後15日～ 基本(病気・ケガ)タイプ 0才～ ケガのみタイプ	基本(病気・ケガ)タイプ 「基本(病気・ケガ)タイプ」の新規加入	は79才まで継続加入可能 退職後はOB保険へ移行 新規加入は69才までケガのみタイプは年齢制限なしで継続可能 年齢制限なし 退職後はOB保険へ移行	
	4	病気・ケガ補償コース(オプション特約) ③コース加入者のみ選択可能です		最新の医療補償や日常生活にかかわる賠償事故などさまざまな特約(オプション)から選択できます。 特約④は自転車事故にも対応 団体割引等適用		申込人本人 配偶者(*1) 子供(*1) (*1)特約④、⑦、⑧は申込人本人のみ	0才～(*2)	年齢制限なし(*2) 退職後はOB保険へ移行	③コース継続中は加入可能(*2)特約①～③年齢制限あり
	5	短期休業補償コース		病気・ケガによる1年以内の収入減少に備える補償です。 自宅療養でもOK 団体割引等適用		申込人本人 入社 退職時終了	64才 60才以上の雇用者(再雇用者含む)継続のみ可能 新規加入は59才まで		
	6	長期休業補償コース		団体経由でしか加入できない長期の所得補償です。 団体割引適用		申込人本人 入社 退職時終了	59才 就業障害が開始したときの被保険者の年齢が55才～59才まではてん補期間が4年です。詳細はP12～14をご参照ください。		

# ③ 病気・ケガ補償コース

申込人  
本人

配偶者

子供

保険期間：2024年1月1日 16：00～2025年1月1日 16：00

ヤマハ株式会社が保険契約者となる団体契約です。

保険正式名称：団体総合生活補償保険（MS&AD型）  
セットされる主な特約：傷害補償（MS&AD型）特約、天災危険補償特約、疾病補償特約、疾病手術保険金等支払倍率変更特約、疾病通院保険金の支払条件変更特約

## ポイント

### 保険料

**36.25%割引**

が適用されています。

※団体割引25%、損害率による割引15%

### 補償内容

- 地震や噴火、地震・噴火による津波によって被ったケガも補償します。
- 1回の入院で最高365日まで補償され、長期入院にも対応できます。
- 入院・手術だけでなく、通院の補償もあります。

## 注意 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証の「特定疾病対象外欄」、ネット手続き画面の健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問ページの「前年度告知内容」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群（\*）については、保険金をお支払いしません。

ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。取扱いの詳細については、P37をご確認ください。

（\*）お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。各疾病コードに属する 疾病・症状の詳細については、P38【疾病・症状一覧表】をご確認ください。

## 改訂 健康に関する告知が改定されました

被保険者（補償の対象者）からいただく健康に関する告知について、質問事項と告知内容に応じたお引受条件の改定が実施されました。本改定により、告知内容やお引受条件が簡素化され、よりわかりやすく、ご加入いただきやすい内容となりました。改定後の告知方法についてはP39をご確認ください。

## こんなときに、お役に立ちます。

### 基本（病気・ケガ）

- 脳卒中で倒れ入院した。
- がんにより入院した。

### ケガのみ

- 業務中にケガをした。
- ケガで入院し手術した。
- 家事でケガをした。
- 交通事故でケガをした。
- 地震でケガをした。
- クラブ活動でケガをした。

## 補償内容

基本（病気・ケガ）タイプ	タイプ	項目	補償内容	
			疾病	ケガ
基本	病気	疾病入院保険金	保険期間中に発病した病気のために入院した場合、入院した日からその日を含めて1,095日以内の入院で、最高 <b>365日</b> まで補償。（日帰り入院も対象です。）	
		疾病手術・放射線治療保険金	保険期間中に発病した病気の治療のために受けた手術・放射線治療、または、疾病入院保険金が支払われる場合で疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）中に受けた手術・放射線治療を補償。	
		疾病通院保険金	入院前・後の通院が対象となります。（入院前60日以内および退院後180日以内の通院で <b>90日</b> 限度）	
ケガのみ	ケガ	傷害入院保険金	ケガのために入院した場合、事故の発生の日からその日を含めて1,095日以内の入院で、最高 <b>365日</b> まで補償。	
		傷害手術保険金	ケガの治療のため傷害入院保険金の支払対象期間（1,095日）中に受けた手術を補償。	
		傷害通院保険金	ケガのために通院した場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で最高 <b>90日</b> まで補償。	

\*天災危険補償特約をセットしておりますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガのときも、傷害保険金をお支払いします。  
\*海外での病気・ケガも補償対象です。 \*補償内容の詳細はP15～16の「保障（補償）のあらまし」をご覧ください。  
\*疾病手術保険金、傷害手術保険金の対象となる手術につきましては、P24～25「※印の用語のご説明」の「手術」をご覧ください。  
\*病気補償は保険期間開始日より前に発病した病気についてはお支払いの対象外となりますが、発病した時が病気入院を開始された日から病気・ケガ補償タイプに継続加入する期間を遡及して1年以前である時は、保険金をお支払いできることがあります。

## 保険金額

タイプ	加入ランク	病気			ケガ		
		疾病入院保険金(日額)	疾病手術保険金	疾病通院保険金(日額)(入院前後)	傷害入院保険金(日額)	傷害手術保険金	傷害通院保険金(日額)
基本（病気・ケガ）	1	3,000円/日	① 15,000円 ② 60,000円	2,000円/日	3,000円/日	① 15,000円 ② 30,000円	2,000円/日
	2	5,000円/日	① 25,000円 ② 100,000円	3,000円/日	5,000円/日	① 25,000円 ② 50,000円	3,000円/日
	3	10,000円/日	① 50,000円 ② 200,000円	7,000円/日	10,000円/日	① 50,000円 ② 100,000円	7,000円/日
ケガのみ	K1	/			3,000円/日	① 15,000円 ② 30,000円	2,000円/日
	K2				5,000円/日	① 25,000円 ② 50,000円	3,000円/日
	K3				10,000円/日	① 50,000円 ② 100,000円	7,000円/日

※病気で放射線治療を受けた場合は疾病放射線治療保険金（疾病入院保険金日額の10倍）をお支払いします。詳細はP16をご覧ください。  
※上記表「疾病手術保険金」「傷害手術保険金」の①は「入院中以外に受けた手術の場合」、②は「入院中に受けた手術の場合」の保険金の額です。  
※15才未満の方につきましては基本タイプ・オプションあわせて疾病入院保険金日額10,000円以内でご加入ください。  
・保険金請求額が30万円以下の場合には、診断書は不要です。  
・事故発生時においては、ヤマハコーポレートサービスが懇切丁寧にご案内いたします。

## 月払保険料表

病気補償は、年齢層別の保険料体系のため、それぞれの年齢に応じた保険料をご案内しています。

### ■基本（病気・ケガ補償）タイプ

加入ランク	生後15日～4才	5～9才	10～14才	15～19才	20～24才	25～29才	30～34才	35～39才	40～44才	45～49才	50～54才	55～59才	60～64才	65～69才
1	920円	860円	740円	750円	820円	920円	1,030円	1,060円	1,080円	1,230円	1,470円	1,820円	2,400円	3,380円
2	1,490円	1,360円	1,170円	1,180円	1,310円	1,480円	1,650円	1,700円	1,740円	1,970円	2,370円	2,940円	3,890円	5,490円
3	3,190円	2,940円	2,540円	2,580円	2,830円	3,190円	3,520円	3,640円	3,740円	4,220円	5,030円	6,230円	8,170円	11,450円

### ■ケガのみタイプ

加入ランク	年齢にかかわらず一律
K1	620円
K2	980円
K3	2,160円

・上記年齢は被保険者の方の2024年1月1日時点の満年齢となります。また翌年度以降継続される場合、保険料は継続時の満年齢により決まります。年齢区分が変わる場合、保険料が変更となります。  
・基本（病気・ケガ補償）タイプの生後15日については、申込締切日（2023年10月13日）時点で出生されている方に限ります。



# 4 病気・ケガ補償コース（特約）

申込人本人 配偶者 子供

ヤマハ株式会社が保険契約者となる団体契約です。

特約 保険正式名称:団体総合生活補償保険 (MS&AD型)  
 セットされる主な特約:(特約①)先進医療費用保険金補償特約、(特約②)疾病補償特約(女性特定疾病のみ補償特約セット)、(特約③)親介護一時金支払特約、(特約④)日常生活賠償特約、(特約⑤)携行品損害補償特約、(特約⑥)ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)、(特約⑦)住宅内生活用動産補償特約、(特約⑧)借家人賠償責任補償特約(修理費用補償特約セット)

ご注意 3 病気・ケガ補償コースにご加入の方のみお申込みできます。

注 目 ●各種特約を自由に選択できます！  
 ●ヤマハグループ団体ならではの加入しやすい保険料で、  
 様々なリスクに備える補償(特約)を自由に選択いただけます！

## 特約一覧(注)

NO	特約ランク名称	参照ページ
特約①	先進医療費用保険金補償特約	P3
特約②	疾病補償特約(女性特定疾病のみ補償特約セット)	P4
特約③	親介護一時金支払特約	P4
特約④	日常生活賠償特約	P5
特約⑤	携行品損害補償特約 (受託物賠償責任補償特約セット<申込人本人のみ>)	P5
特約⑥	ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	P5
特約⑦	住宅内生活用動産補償特約	P5
特約⑧	借家人賠償責任補償特約(修理費用補償特約セット)	P6

※特約①、④～⑧の保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否をご判断のうえ、ご加入ください。

特約① 先進医療費用保険金補償特約 基本(病気・ケガ)タイプに加入されている方がご加入できます。

ポイント 特約②「疾病補償特約(女性特定疾病のみ補償特約セット)」との同時加入が可能です！

Nランク	先進医療費用保険金額	■月払保険料
先進医療費用保険金補償特約	1,000万円	年齢にかかわらず一律 50円

### ■先進医療費用保険金補償特約(日本国内のみ補償)

公的医療保険の適用外となる、先進医療にかかる費用を補償する特約です。  
 保険期間を通じて、**1,000万円**を限度に保険金をお支払いします。

POINT 1 先進医療にかかる費用(技術料)等を補償します。  
 先進医療とは…  
 治療を受けた日現在において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

POINT 2 先進医療を受けるための以下の交通費・宿泊費も補償します。  
 ●先進医療を受けるための医療機関との間の往復交通費  
 ●先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)

先進医療にかかる費用は治療によっては高額になりがちです。  
 「先進医療費用保険金補償特約」で医療費負担に備えましょう。



保険期間:2024年1月1日 16:00~2025年1月1日 16:00

特約② 疾病補償特約(女性特定疾病のみ補償特約セット) 基本(病気・ケガ)タイプに加入されている方がご加入できます。

ポイント 特約①「先進医療費用保険金補償特約」との同時加入が可能です！

加入ランク	疾病入院保険金(日額)	疾病手術保険金	疾病通院保険金(日額)(入院前後)	加入条件
疾病補償特約	W1 2,500円/日	① 12,500円 ② 50,000円	1,500円/日	基本タイプ ランク1以上にご加入の方
女性特定疾病のみ補償特約セット	W2 5,000円/日	① 25,000円 ② 100,000円	3,000円/日	基本タイプ ランク2以上にご加入の方

※15才未満の方につきましては、基本タイプ・オプションあわせて疾病入院保険金日額10,000円が引受限度となりますので、すでに基本タイプの加入ランク3にご加入されている方は、本特約をセットすることはできません。

※病気で放射線治療を受けた場合は疾病放射線治療保険金(疾病入院保険金日額の10倍)をお支払いします。詳細はP16をご覧ください。  
 ※上記表「疾病手術保険金」の①は「入院中以外に受けた手術の場合」、②は「入院中に受けた手術の場合」の保険金の額です。

#### ■月払保険料

加入ランク	生後15日~4才	5~9才	10~14才	15~19才	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才
W1	60円	40円	30円	30円	60円	110円	170円	190円	200円	220円	290円	400円	590円	880円
W2	100円	80円	50円	60円	110円	220円	340円	370円	380円	450円	580円	800円	1,180円	1,760円

※上記年齢は被保険者の方の2024年1月1日時点の満年齢となります。ただし、生後15日については申込締切日(2023年10月13日)時点で出生されている方に限ります。

特約③ 親介護一時金支払特約 基本(病気・ケガ)タイプもしくはケガのみタイプに加入されている方がご加入できます。

ポイント 親介護一時金額が100万円、200万円、300万円から選べます！

ランク	O1	O2	O3
親介護一時金額(特約被保険者1名あたり)	100万円	200万円	300万円

「介護のリスク」について動画でチェック!  
 QRコード※を携帯電話で読み込み、アクセスしてください。(通信料がかかります。)  
 ※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

#### ■月払保険料(特約被保険者1名あたり)

加入ランク	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才	70~74才	75~79才	80~84才
O1	10円	10円	10円	10円	10円	10円	20円	60円	120円	280円	620円	1,340円	3,430円
O2	10円	10円	10円	10円	10円	20円	50円	110円	240円	560円	1,230円	2,680円	6,860円
O3	20円	20円	20円	20円	20円	40円	70円	170円	370円	840円	1,850円	4,020円	10,300円

・特約被保険者:被保険者本人の親(姻族を含みます。)2名を限度とします。・特約被保険者の年齢制限:満20才~満84才  
 ※上記年齢は特約被保険者の方の2024年1月1日時点の満年齢となります。

### ■親介護一時金支払特約

介護のため一時的に必要となる費用(介護用品、住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

POINT 1 次の要介護状態\*となり、その状態がフランチイズ期間30日を超えて継続した場合、**親介護一時金額の全額を一時金としてお支払いします。**  
 ・公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態  
 ・上記以外で約款所定の状態に該当した場合  
 \*P25もあわせてご確認ください。  
 ※なお、保険金請求時に保険期間が終了していない場合、残りの保険期間分の保険料をいただきます。

POINT 2 親御さまは、**満84才まで**にご加入いただけます。  
 また、この特約のみに加入いただくことが可能です。

●親御さまの基本補償部分へのご加入、同居の有無は問いません。  
 ●基本補償にご加入いただく被保険者の親御さまを補償の対象者とすることができます。  
 ●健康状態に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。  
 (被保険者ご本人に代理でご入力いただけます。)





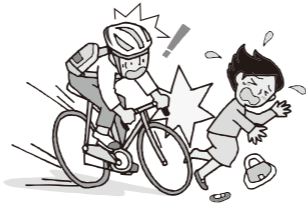
# 4 病気・ケガ補償コース (特約)

**ご注意** **3** 病気・ケガ補償コースにご加入の方のみお申込みできます。

## 特約④ 日常生活賠償特約 ご本人が加入すればご家族全員が補償されます！ (ご家族の範囲は下記「ご注意」をご確認ください)

以下のような事例で法律上の損害賠償責任を負ったときに役立ちます！

- ・自転車で他人にケガをさせた。 ・買物をしていて過ぎて陳列商品を壊した。
  - ・子供が近所の家のガラスを割った。 ・水濡れで下の階の他人の家に損害を与えた。 など
- (国内・海外での事故を補償 (一部国内のみ)、示談交渉は国内のみ)



ランク名	補償内容	被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲	月払保険料
G	保険金額:1億円、免責金額:なし	申込人本人	90円

**ご注意**

ご加入された被保険者ご本人からみて以下の方が被保険者(補償の対象者)となります。  
①ご本人 ②ご本人の配偶者 ③ ①または②と同居の親族 ④ ①または②と別居の未婚の子が補償の対象者となります。  
※上記①～④のいずれかに該当する方が責任無能力者の場合の取扱いはP26をご覧ください。

## 特約⑤ 携行品損害補償特約 (受託物賠償責任補償特約セット(申込人本人のみ))

- ・海外旅行中、バッグをひったくられた。 ・屋外で誤って楽器を壊した。
- ・ゴルフプレー中、クラブが木にぶつかり折れた。(国内・海外補償)

(受託物賠償責任補償特約) 以下のような事例で法律上の損害賠償責任を負ったとき  
・レンタルスキー板を折ってしまった。 ・知人から借りたビデオカメラが盗まれた。 など  
(国内で受託したもののみ対象、国内・海外での事故を補償)



ランク名	補償内容	被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲	月払保険料
H1 H2	保険金額:50万円、免責金額:3千円	申込人本人 配偶者・子供	(本人) 230円 (本人以外) 210円

**ご注意**

申込人本人が携行品損害補償特約の被保険者(補償の対象者)になられる場合は、受託物賠償責任補償特約(以下、受託賠といひます。)が自動セットされたH1セットへのご加入となります。配偶者・子どもが被保険者(補償の対象者)になられる場合には、携行品損害補償特約のみのH2セットのご加入となります。受託物賠償責任保険金額20万円(免責金額5千円) > 受託賠はご加入された被保険者ご本人からみて以下の方が被保険者(補償の対象者)となります。  
①ご本人 ②ご本人の配偶者 ③ ①または②と同居の親族 ④ ①または②と別居の未婚の子が補償の対象者となります。  
※上記①～④のいずれかに該当する方が責任無能力者の場合の取扱いはP26をご覧ください。  
携行品損害補償特約についてはH1・H2セットいずれも被保険者(補償の対象者)は被保険者本人のみとなります。

## 特約⑥ ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)

- ・ゴルフラウンド中にホールインワンを達成。 祝賀会・記念品・記念植樹などの費用がかかった。(国内のみ補償) など

ランク名	補償内容	被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲	月払保険料
I	保険金額:50万円、免責金額:なし	申込人本人・配偶者・子供	370円



**ご注意**

他にホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険(ゴルフアー保険等)にご加入の場合、被保険者の受け取ることができる保険金は、他の保険の保険金額とこの保険の保険金額のいずれか高い額が限度となります。

## 特約⑦ 住宅内生活用動産補償特約 (臨時費用保険金・残存物取片づけ費用保険金・失火見舞費用保険金セット)

- ・ボヤにより家財に損害が発生した。 ・泥棒が入り、家財の一部が盗まれた。 など
- (国内のみ補償)

ランク名	補償内容	被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲	月払保険料
J	保険金額:200万円、免責金額:3千円	申込人本人	930円



**ご注意**

申込人本人(被保険者)の居住の用に供される住宅内に所在する本人と、本人と生計を共にする親族の家財が対象となります。

## 特約⑧ 借家人賠償責任補償特約 (修理費用補償特約セット)

- ・料理中、天ぷら油に引火、借用住宅に損害を与え、家主より損害賠償を請求された。
  - ・盗難事故によりガラスが破損。家主との契約により修理費を負担した。 など
- (国内のみ補償)



ランク名	補償内容	被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲	月払保険料
K	借家人賠償 保険金額:1,000万円、免責金額:なし 借家修理費用 保険金額:300万円、免責金額:3千円	申込人本人	230円

**ご注意**

申込人本人(被保険者ご本人)が補償の対象者となります。  
借用住宅の賃借名義人が本人と異なる場合には、その賃借名義人も補償の対象者となります。  
※借家人賠償で上記の方が責任無能力者の場合の取扱いはP26をご覧ください。

## Q&A

**Q** 海外での事故も補償するのはどの特約ですか？

**A** 「日常生活賠償特約」「携行品損害補償特約」「受託物賠償責任補償特約」です。ただし、「日常生活賠償特約」は一部国内に限定される補償があり、「受託物賠償責任補償特約」は国内で受託した物のみが補償対象となります。

**Q** 携行品損害補償特約でつり具の補償はされますか？

**A** いいえ。2016年1月1日からつり具を含む漁具損害が補償対象外となりました。

**Q** 配偶者が携行品損害補償特約やホールインワン(アルバトロス)費用補償特約に加入したい場合、配偶者自身も**3** 病気・ケガ補償コースに加入が必要ですか？

**A** はい、必要です。お子さまも同様です。

## 加入資格等について

**【保険契約者】** この保険はヤマハ株式会社 が保険契約者となる団体契約です。

**【お申込人となれる方の範囲】** ヤマハ株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。

**【3 病気・ケガ補償コースの被保険者(補償の対象者)本人(\*)となれる方の範囲】**

ヤマハ株式会社およびそのグループ会社に勤務している役員・従業員(契約期間1年以上で給与天引可能な方を含む)でヤマハ健康保険組合加入者およびその配偶者と子どもです。④ 病気・ケガ補償コース(特約)の被保険者(補償の対象者)本人(\*)となれる方は、上記③ 病気・ケガ補償コースにご加入された方に限ります。  
(特約①、②は③ 病気・ケガ補償コースが基本(病気・ケガ)タイプに加入された場合、特約④、⑦、⑧については申込人本人のみご加入いただけます。)  
(\*) 補償内容の入力画面の被保険者1(本人)欄に記載の方をいいます。

**【被保険者の年齢】**

新規加入(増額)は、0才から(ただし、「基本(病気・ケガ)タイプ」は生後15日から)69才まで(ただし、「ケガのみタイプ」は79才まで)、継続加入は満79才まで(「ケガのみタイプ」は年齢制限なし)可能です。2024年1月1日時点の満年齢によります。基本(病気・ケガ)タイプおよびオプションの生後15日については、申込締切日(2023年10月13日)時点で出生されている方に限ります。

**【健康に関する告知について】**

基本(病気・ケガ)タイプへの新規加入や増額、オプションの追加・増額の際には、補償内容の入力画面の告知欄に健康状況等を正確にご入力ください。現状どおりまたは減額して継続される場合は、ご入力不要です。

①現在の健康状況につき補償内容の入力画面の告知欄に、必ず被保険者(補償の対象者)または申込人ご自身(または親権者)※でご入力ください。万一、入力事項に誤りがあると保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。

※告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

②健康に関する告知の内容によっては、ご加入や増額できない場合がございますのであらかじめご了承ください。

③健康に関する告知をいただいた結果、ご加入をお引受けした場合でも、原則として、既に発病している病気については保険金をお支払いできませんのでご了承ください。なお、詳細P36「6.保険期間の開始前の発病等の取扱い」をご覧ください。

(注) 親介護一時金支払特約は一部取扱いが異なりますので、P35～37「健康状況告知書ご記入のご案内」をご確認ください。

# 5 短期休業補償コース

申込人  
本人

保険期間：2024年1月1日 16：00～2025年1月1日 16：00

ヤマハ株式会社が入会者となる団体契約です。  
保険正式名称：所得補償保険 セットされる主な特約：天災危険補償特約（所得補償保険用）

## ポイント

### 保険料

**36.25%割引**※

が適用されています。  
一般で加入するよりお得です！

※団体割引25%、損害率による割引15%

病気・ケガによる  
就業不能時の  
1年以内の収入減少  
を補償します。



自宅療養※の場合  
でもお支払い  
されます。



※医師の指示によるもの

地震や噴火、  
地震・噴火による津波  
によって被ったケガ  
による就業不能  
の時も補償されます。



**注意** 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらかじめ健康に関する告知を行うことにより、告知の内容によっては特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除して継続加入いただくことができます。

### 【再告知をされる場合のご注意】

- 再告知の結果、継続加入できないことがあります。
- 保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
- ※詳細はP37に記載をしておりますのでご覧ください。

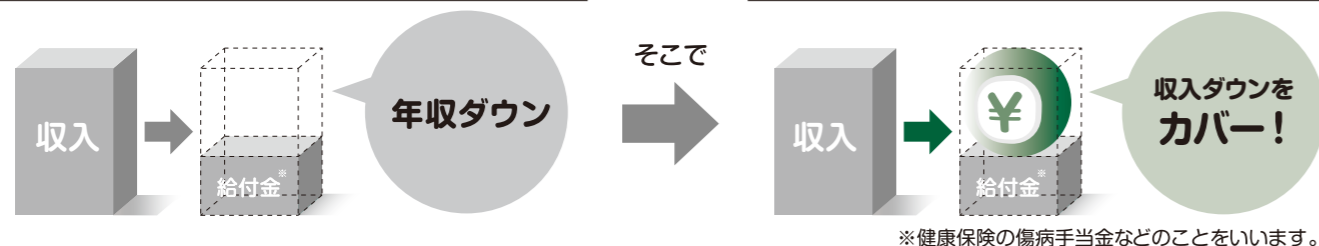
## 突然やってくるケガや病気！

突然やってくる、  
ケガや病気！

働けなくなって、  
収入が減少したときの  
もしもの備えをしていますか？

ケガや病気で働けなくなったとき…

短期休業補償コースで準備をすれば…



**短期休業補償コースでは  
収入が減少したときの備えができます！**

●短期休業補償コースには天災危険補償特約（所得補償保険用）をセットしていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガによる就業不能のときも、所得補償保険金をお支払いします。

## コース内容

加入ランク	所得補償保険金	月払保険料
T1	4.5万円/月（日額 1,500円）	712円
T2	9万円/月（日額 3,000円）	1,475円
T3	15万円/月（日額 5,000円）	2,490円
T4	21万円/月（日額 7,000円）	3,642円
T5	30万円/月（日額 10,000円）	5,181円
免責期間（*）	4日	
てん補期間	1年	

○保険金額は月額で設定されており、1か月を30日として計算した額が日額として表示しています。

※所得補償保険金額（ご契約金額）の設定について

保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（\*）就業不能が開始した日から起算して、継続して5日以上就業不能である場合に5日目から保険金をお支払いします。

※2020年募集より、本コース取扱商品の変更に伴い、ケガによる傷害死亡・後遺障害保険金額（保険金額50万円）の補償がなくなっています。補償内容の詳細はP22をご覧ください。

## こんな場合に備えます。

保険期間中にケガ、病気または骨髄採取手術※1により就業不能となり、その状態が免責期間（4日）を超えて継続した場合  
所得補償保険金（〔所得補償保険金額※2〕×〔就業不能期間の月数〕）をお支払いします。

自宅療養の場合でも  
補償対象です！

交通事故でケガをして入院し、  
働けなくなったとき



病気により、医師の治療を  
受けながら自宅療養し、  
働けなくなったとき



## 所得補償保険金

※1 骨髄採取手術による就業不能の場合には免責期間を適用しません。

※2 所得補償保険金額は、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、ご加入時に被保険者の平均月間所得額の50%以内となるよう設定していただきます。

（注1）所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。

（注2）就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

（注3）原因または時を異にして発生したケガ、病気または骨髄採取手術により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。

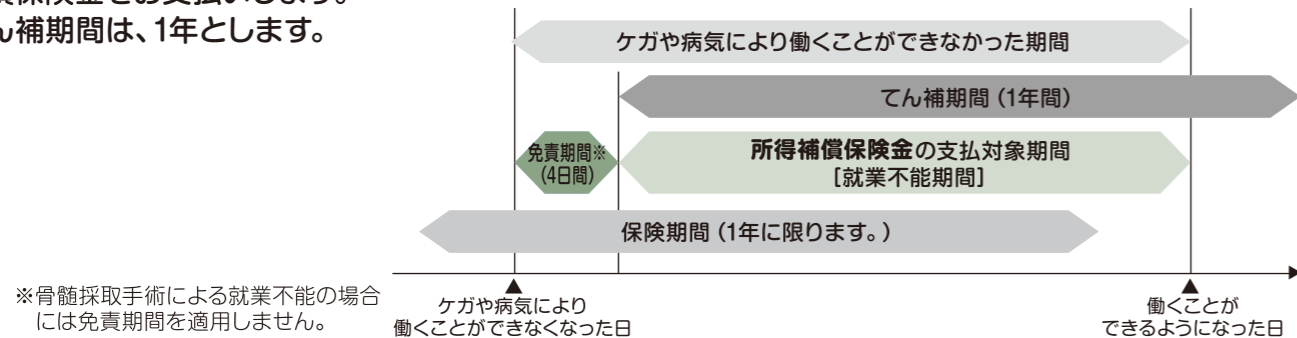
（注4）補償内容が同様の保険契約（所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。



# 5 短期休業補償コース

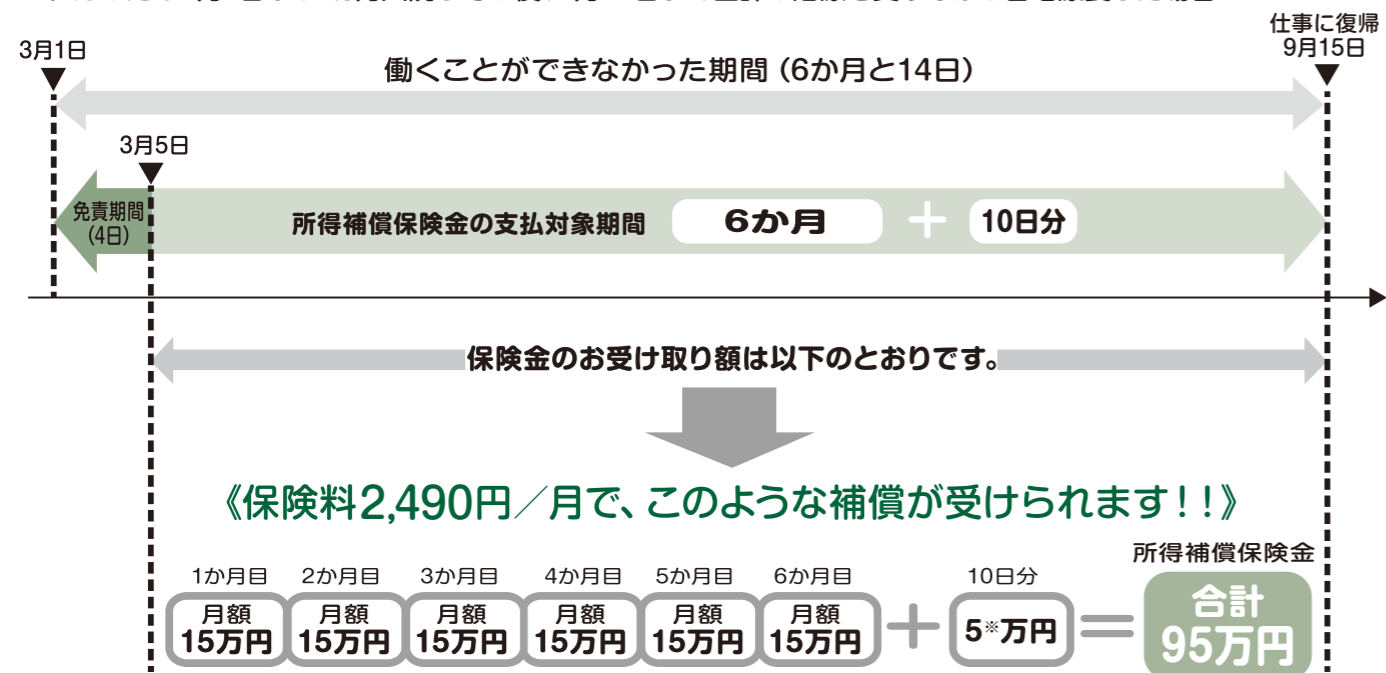
## 所得補償保険金のお支払対象期間について

- 免責期間(4日)を超えて、ケガ、病気または骨髄採取手術\*により就業不能であった期間に対して所得補償保険金をお支払いします。
- てん補期間は、1年とします。



## お支払例

- 加入内容(加入ランク:T3、所得補償保険金額:15万円(月額)、てん補期間:1年間)
- ケガのため3月1日から3ヵ月入院しその後、9月14日まで医師の治療を受けながら自宅療養した場合



※1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

$$\text{所得補償保険金額} 15\text{万円} \times \frac{10\text{日}}{30\text{日}}$$

◎平均月間所得額\*を超える保険金額で加入されていても、超過分は保険金支払対象外となりますのでご注意ください。  
\*P25の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

## 加入資格【被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲】等について

- 【保険契約者】 この保険はヤマハ株式会社(保険契約者)となる団体契約です。
- 【お申込人になれる方の範囲】 ヤマハ株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限りです。
- 【被保険者(補償の対象者)本人(\*)になれる方の範囲】 ヤマハ株式会社およびそのグループ会社に勤務している役員・従業員(契約期間1年以上で給与天引可能な方を含む)でヤマハ健康保険組合加入者です。(\*)補償内容の入力画面の被保険者1(本人)欄に記載の方をいいます。
- 【年齢】 満15才から64才まで(ただし、新規加入は59才まで)。2024年1月1日時点の満年齢によります。
- 【健康に関する告知について】 新規加入や増額の際には、補償内容の入力画面の告知欄に健康状況等を正確にご入力ください。現状どおりまたは減額して継続される場合は、ご入力不要です。
- ①現在の健康状況につき補償内容の入力画面の告知欄に、必ず被保険者(補償の対象者)ご自身でご入力ください。万一、入力事項に誤りがあると保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。
- ②健康に関する告知の内容によっては、ご加入や増額できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ③健康に関する告知をいただいた結果、ご加入をお引受けした場合でも、原則として、既に発病している病気については保険金をお支払いできませんのでご了承ください。なお、詳細は、P36「6.保険期間の開始前の発病等の取扱い」をご覧ください。

# 6 長期休業補償コース

申込人  
本人

ヤマハ株式会社が保険契約者となる団体契約です。  
 保険正式名称: 団体長期障害所得補償保険  
 セットされる主な特約: 天災危険補償特約、精神障害補償特約 (L1S・L2Sの場合)

## ポイント

●『**団体経由でしか加入できない**』  
 長期の所得補償です。

●**就業障害により、やむなく中途退職せざるを得なくなった場合も、お支払い要件を満たす限り補償は継続します。**

●**精神障害補償特約をセットした場合、うつ病などの精神疾患による就業障害も対象にできます (最長24か月補償)!**

●**保険料25%割引\***が適用されています。

※団体割引: 25%

**注意** — 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらためて健康に関する告知を行うことにより、告知の内容によっては特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除して継続加入いただくことができます。

**【再告知をされる場合のご注意】**

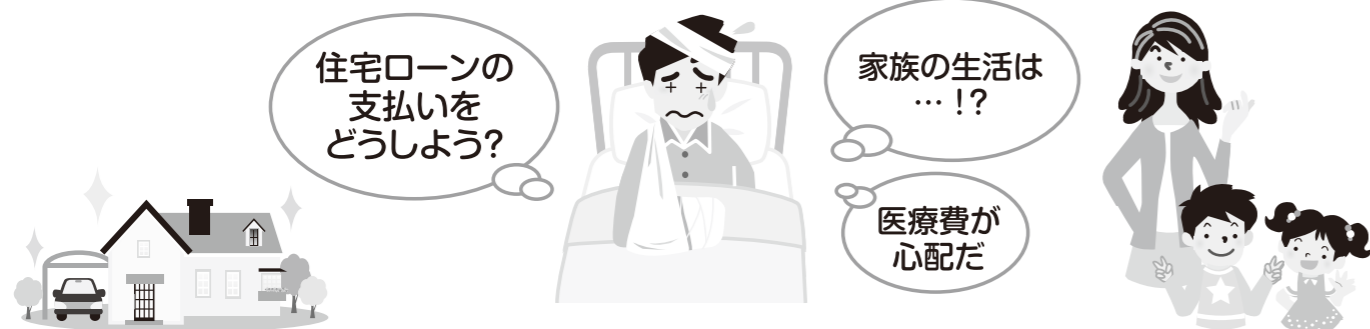
- ◎再告知の結果、継続加入できないことがあります。
- ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
- ※詳細はP37に記載をしておりますのでご覧ください。

## 長期療養リスクは死亡リスクに比べ、むしろ深刻です!

国や会社の制度や生命保険や医療保険などではカバーが困難な大きなリスクです。

	長期療養中	死亡時 (参考)
給与	休業、退職、収入ストップ	退職金、弔慰金が給付される
公的給付	障害年金が給付される (重度の場合のみ)	遺族年金が給付される
住宅ローン	返済が継続	団体信用生命保険の給付により完済
生命保険	保険料の支払いが継続	死亡保険金が給付される
年金	保険料の支払いが継続	保険料の支払いは不要に
生活費	引き続き必要	本人の分は不要に
教育費	引き続き必要	引き続き必要
医療費	さらに医療費が必要に	-

月収・ボーナスが減少するにも関わらず、  
 生きている限り  
 経済的負担は続きます。



保険期間: 2024年1月1日 16:00~2025年1月1日 16:00

## 月払保険料表

1口あたりの保険金額 (支払基礎所得額): 10万円  
 ただし、1人あたりの加入限度口数は5口までとなります。

免責期間: 365日  
 保険金支払対象期間 (てん補期間): 就業障害が開始した時の被保険者の年齢が15~54才までは60才に達した日まで (\*)  
 就業障害が開始した時の被保険者の年齢が55才~59才まではてん補期間4年  
 ただし、「精神障害補償特約あり」の精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず、保険金の支払いは24か月が限度となります。  
 (\*) 60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

	精神障害補償特約なし		精神障害補償特約あり	
	54才までの方	55才~59才までの方	54才までの方	55才~59才までの方
1口あたり	保険金額 (支払基礎所得額) 10万円			
ご加入ランク名	L1	L2	L1S	L2S

精神障害補償特約なし	保険金額	ランク名	性別	15~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	ランク名	55~59才
				10万円	L1	男性	578円	595円	638円	766円		1,102円
			女性	388円	504円	658円	947円	1,460円	1,931円	2,078円		2,349円

精神障害補償特約あり	保険金額	ランク名	性別	15~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	ランク名	55~59才
				10万円	L1S	男性	632円	671円	790円	983円		1,362円
			女性	420円	547円	756円	1,077円	1,623円	2,115円	2,285円		2,566円

### <補償に関するオプション> 精神障害補償特約

所定の範囲の精神障害 (注) を被り、これを原因として生じた就業障害についても保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険料の支払いは、基本契約の保険金支払対象期間 (てん補期間) にかかわらず免責期間終了日の翌日から起算して24か月が限度となります。

(注) 統合失調症、躁病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害等。詳細はP23をご覧ください。

### <加入口数選択にあたってのご注意>

就業障害発生時の直前1年の平均所得額 (※) を超えている場合は、その超えた部分について保険金をお支払いできません。また、公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、**平均所得額の50%の範囲内**で適切な口数をお決めください。

(※) 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。

## Q&A

### Q 業務復帰後も補償はありますか?

A てん補期間開始後、業務復帰するも、ケガまたは病気の影響により、健康的に従事していた業務の一部に従事できず、所得が健康時の80%を下回った場合は、その割合に応じて保険金をお支払いします。

(例) 健康時の所得 (月収): 40万円、一部復職時の所得 (月収) 10万円、保険金額: 20万円の場合  
 $20万円 (保険金額) \times (1 - 10万円 (回復後の所得) \div 40万円 (健康時の所得)) = 15万円$ が保険金として支払われます。  
 つまり、一部復職した場合の保険金は、  
 $保険金額 (支払基礎所得額) \times 所得喪失率 (1 - \frac{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額})$ となります。

### Q 自宅療養中も補償されますか?

A はい、入院中はもちろん、医師の指示による自宅療養も補償の対象です。

### Q 退職しても保険金は支払われますか?

A はい、退職しても保険期間中に開始した就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金をお支払いします。

### Q 私傷病 (スポーツやレジャーなど) が原因の就業障害も補償されますか?

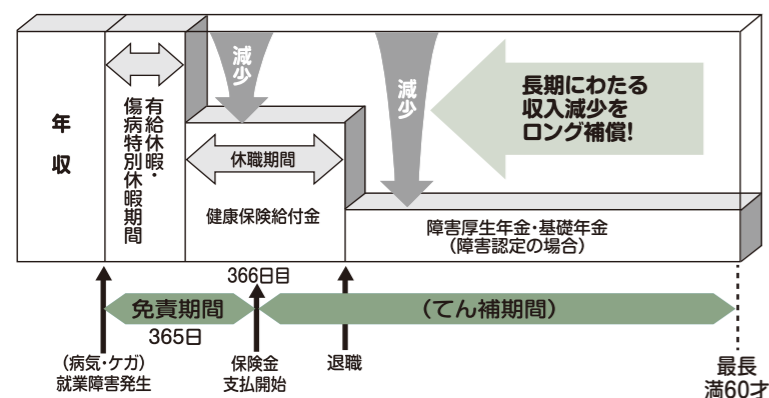
A はい、業務上の傷病のみならず、私傷病による就業障害も補償されます。また、国内、国外を問わず補償されます。(例: 海外赴任、海外出張、海外旅行など)



# 6 長期休業補償コース

## 補償内容

### ■就業障害が発生した時の年齢が54才以下の場合(イメージ図)



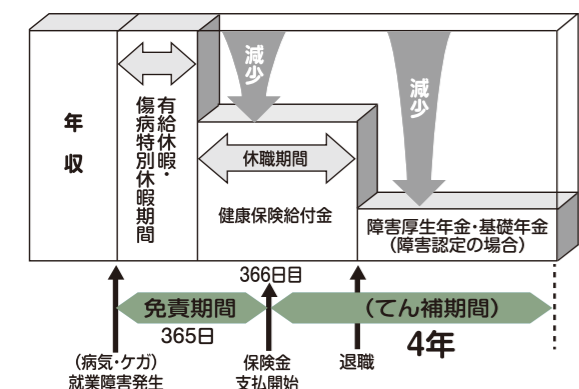
#### 〈支払例〉

- 加入口数：3口(月額保険金額30万円)  
35才の時に脳卒中により就業障害が発生し、免責期間365日経過後、10年間就業障害の状態が継続した場合

お支払保険金： $30万円 \times 100\% \times 100\% \times 12か月 \times 10年 = 3,600万円$

(保険金額) (所得喪失率) (約定給付率)

### ■就業障害が発生した時の年齢が55才以下60才未満の場合(イメージ図)



#### 〈支払例〉

- 加入口数：3口(月額保険金額30万円)  
58才の時に脳卒中により就業障害が発生し、免責期間365日経過後、10年間就業障害の状態が継続した場合

お支払保険金： $30万円 \times 100\% \times 100\% \times 12か月 \times 4年 = 1,440万円$

(保険金額) (所得喪失率) (約定給付率)

★就業障害である期間1か月につき、「ご加入の保険金額(支払基礎所得額)×所得喪失率×約定給付率(100%)」を補償。

(就業障害となり、回復所得額が0円の場合、100%となります。)

★精神障害補償特約付のランクに加入いただいた場合においては、精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず保険金のお支払いは24か月が限度です。

## 加入資格【被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲】等について

【保険契約者】 この保険はヤマハ株式会社(保険契約者)となる団体契約です。

【お申込人になれる方の範囲】 ヤマハ株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。

【被保険者(補償の対象者)本人(\*)になれる方の範囲】

ヤマハ株式会社およびそのグループ会社に勤務している役員・従業員(契約期間一年以上で給与天引可能な方を含む)でヤマハ健康保険組合加入者です。(非常勤、パート、アルバイトなど健康保険の対象とならない方を除きます。)(\*) 補償内容の入力画面の被保険者1(本人)欄に記載の方をいいます。

【年齢】 満15才から59才まで。2024年1月1日時点の満年齢によります。

【健康に関する告知について】

新規加入や増額の際には、補償内容の入力画面の告知欄に健康状況等を正確にご入力ください。現状どおりまたは減額して継続される場合は、ご入力不要です。

①現在の健康状況につき補償内容の入力画面の告知欄に、必ず被保険者(補償の対象者)ご自身でご入力ください。

万、入力事項に誤りがあると保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。

②健康に関する告知の内容によっては、ご加入や増額できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

③健康に関する告知をいただいた結果、ご加入をお引受けした場合でも、12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたときは、保険金をお支払いしませんのでご了承ください。なお、詳細は、P36「6.保険期間の開始前の発病等の取扱い」をご覧ください。

# 保障（補償）のあらまし

\*この表は保障（補償）の「あらまし」を記したものです。  
詳細については各担当窓口までお問い合わせください。

※印を付した用語については、P24、25の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>3</b> 病気・ケガ補償コース <b>3</b> 傷害保険金（基本タイプ・ケガのみタイプ共通）	傷害入院保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。） $\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●P21の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P21の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に手術※を受けられた場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$	●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●P21の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P21の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害通院保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 $\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$	●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●P21の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P21の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

※印を付した用語については、P24、25の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット（P24（☆）参照）	保険期間の開始後（*）に発病※した病気※のため、保険期間中に入院※された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ （注1）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※（1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（365日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数（注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害（*1）およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（*2） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気（*2） ●妊娠または出産（「療養の給付」等（*3）の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（*4）（加入者証等に記載されます。） など （注）保険期間の開始時（*5）より前に発病※した病気（*4）については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日（*6）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （*1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など （*2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （*3）公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 （*4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （*5）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*6）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット（P24（☆）参照）	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に手術※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（*）に発病※した病気※の治療※のために、保険期間中に手術を受けられた場合（*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 20$ $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 20$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット（P24（☆）参照）	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（*）に発病※した病気※の治療※のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合（*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ （注1）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット（P24（☆）参照）	疾病入院保険金をお支払いする場合で、次の①または②のいずれかに該当されたとき。 ① 疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合（以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。） ② 疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院された場合（以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。） $\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ （注1）疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 保険期間の開始時（疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時）より前の疾病通院の日数 ・ 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日となります。 ・ 1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数※（90日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 （注3）疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	



※印を付した用語については、P24、25の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>先進医療費用保険金</p> <p>★先進医療費用保険金補償特約</p> <p>☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p>ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療(※1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>(注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※2)を発病した時が、この保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(※1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p> <p>(※2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>(注2) 女性特定疾病のみ補償特約は適用されず、女性特定疾病※以外の病気も補償対象となります。</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア. 先進医療に要する費用(※)</p> <p>イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。)</p> <p>ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)</p> <p>(※) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。</p> <p>(注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>(注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。</p> <p>(注) 保険期間の開始時(※5)より前に被ったケガまたは発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※4) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>(※5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
<p>親介護一時金</p> <p>親介護</p> <p>★親介護一時金支払特約</p>	<p>保険期間中に、特約被保険者(※)が要介護状態(要介護3以上の状態)※となり、30日を超えて継続した場合</p> <p>(※) 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p> <p>(注2) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求することがあります。詳細はP33の【代理請求人について】をご覧ください。</p>	<p>親介護一時金額の全額</p> <p>(注) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<p>●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態</p> <p>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態</p> <p>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態</p> <p>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※</p> <p>など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(※1)より前に要介護状態の原因となった事由(※2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(※2)が発生した時がその事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。</p> <p>(※1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(※2) 公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>
<p>携行品損害保険金</p> <p>★携行品損害補償特約</p> <p>☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット</p>	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(※1)に損害が発生した場合</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(※2)をいいます。ただし、P21の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。</p> <p>(※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。</p>	<p>●損害の額 - 免責金額※(1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価額※によって定められます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定められます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>(注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</p> <p>●被保険者と同居する親族※の故意による損害</p> <p>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用したの運転中の事故による損害</p> <p>●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害</p> <p>●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</p> <p>●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</p> <p>●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</p> <p>●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。</p> <p>●携行品の置き忘れまたは紛失による損害</p> <p>●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</p> <p>●P21の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害</p> <p>など</p>

※印を付した用語については、P24、25の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活賠償保険金</p> <p>★日常生活賠償特約</p>	<p>① 保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>② 日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(※1)を運行不能(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り、同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※(0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</p> <p>●被保険者と同居する親族※の故意による損害</p> <p>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用したの運転中の事故による損害</p> <p>●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害</p> <p>●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</p> <p>●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</p> <p>●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</p> <p>●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。</p> <p>●携行品の置き忘れまたは紛失による損害</p> <p>●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</p> <p>●P21の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害</p> <p>など</p>



※印を付した用語については、P24、25の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>受託物賠償責任保険金</b> <b>★受託物賠償責任補償特約</b>	<p>保険期間中で、受託物(※1)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊(※2)・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>(※1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、P21の「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。</p> <p>(※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまます。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(※) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※(1回の事故につき5,000円)</p> <p>(*) 被害受託物の時価額が限度となります。</p> <p>(注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するもの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P21の「補償対象外となる主な「受託物」」の損害</p> <p>など</p>
<b>ホールインワン・アルバトロス費用保険金</b> <b>★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)</b>	<p>日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次のア、およびイ、の両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロスア、同伴競技者※イ、同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。)</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入りする造園業者・工事業者 など</p> <p>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イ、の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料(※1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス          なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、          ●アマチュアゴルフファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、          ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、          ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(※2)により証明できるものに限ります。          (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。          (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。          (a) 同伴競技者          (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です)          (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者          (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア、贈呈用記念品購入費用(※1)          イ、祝賀会に要する費用          ウ、ゴルフ場※に対する記念植樹費用          オ、同伴キャディ※に対する祝儀          カ、その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(※2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルバトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>(※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。</p> <p>(※2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<p>●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※          ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス          ●ゴルフ場の使用人(※)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>など</p> <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>
<b>4 病気・ケガ補償コース(特約)</b>	<p>4 病気・ケガ補償コース(特約)</p>	<p>4 病気・ケガ補償コース(特約)</p>	<p>4 病気・ケガ補償コース(特約)</p>
<b>(住宅内生活用動産(保険金)損害保険金)</b> <b>★住宅内生活用動産補償特約(住宅内生活用動産補償特約用)セット</b>	<p>保険期間中の日本国内における偶然な事故(盗難・損壊(※1)・火災など)により、被保険者の居住の用に供される住宅(※2)内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族※が所有する生活用動産(※3)に損害が発生した場合</p> <p>(※1)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。          (※2)敷地を含みます。          (※3)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、P21の「補償対象外となる主な「生活用動産」」を除きます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額※(1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価格※によって定めまます。ただし、被害物が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻品等の場合には、保険価額によって定めまます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害額とします。          (注2) 損害の額は、貴金属、宝生、宝石、書が、骨董(とう)、彫刻品等については、1個、1組について30万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車券券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。          (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。          (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または被保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害          ●被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害          ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害          ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害          ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害          ●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れはがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害          ●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害          ●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。          ●生活用動産である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害を除きます。          ●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害          ●生活用動産に加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手に発生した損害          ●生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。)上の過失または技術の拙劣によって発生した損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。          ●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害          ●楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害          ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)          ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害          ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害          ●P21の「補償対象外となる主な「生活用動産」」の損害</p> <p>など</p>
<b>(住宅内生活用動産(保険金)臨時費用保険金)</b> <b>残存物取片づけ費用保険金</b>	<p>損害保険金がお支払われる場合</p>	<p>損害保険金 × 30%</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度となります。          (注2) 臨時費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。          (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>残存物取片づけ費用(※)の額</p> <p>(※) 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。          ①取りこわし費用          ②取片づけ清掃費用          ③搬出費用</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、損害保険金 × 10%が限度となります。          (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<b>(住宅内生活用動産(保険金)失火見舞費用保険金)</b>	<p>被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族※が所有する生活用動産またはそれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発(※1)により、第三者の所有物(※4)の損壊(※5)が発生した場合</p> <p>(※1) 第三者(※2)の所有物で被保険者以外の方が占有する部分(※3)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。          (※2) 保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。          (※3) 区分所有建物の共有部分を含みます。          (※4) 動産については、その所有者によって現に占有されている物でその方の占有する敷地内にあるものに限りまます。          (※5)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。</p>	<p>被災世帯の数 × 20万円</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が再調達価額※(※)を超える場合は、再調達価額とします。)の20%に相当する額が限度となります。          (注2) 失火見舞費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、失火見舞費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い被災世帯あたりの支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。          (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。          (※) 貴金属等の場合には、損害が発生した地および時における保険の対象の価額となります。</p>	<p>被災世帯の数 × 20万円</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が再調達価額※(※)を超える場合は、再調達価額とします。)の20%に相当する額が限度となります。          (注2) 失火見舞費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、失火見舞費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い被災世帯あたりの支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。          (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。          (※) 貴金属等の場合には、損害が発生した地および時における保険の対象の価額となります。</p>

※印を付した用語については、P24、25の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>(住宅内生活用動産(保険金)損害保険金)</b> <b>★住宅内生活用動産補償特約(住宅内生活用動産補償特約用)セット</b>	<p>保険期間中の日本国内における偶然な事故(盗難・損壊(※1)・火災など)により、被保険者の居住の用に供される住宅(※2)内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族※が所有する生活用動産(※3)に損害が発生した場合</p> <p>(※1)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。          (※2)敷地を含みます。          (※3)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、P21の「補償対象外となる主な「生活用動産」」を除きます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額※(1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価格※によって定めまます。ただし、被害物が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻品等の場合には、保険価額によって定めまます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害額とします。          (注2) 損害の額は、貴金属、宝生、宝石、書が、骨董(とう)、彫刻品等については、1個、1組について30万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車券券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。          (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。          (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または被保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害          ●被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害          ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害          ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害          ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害          ●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れはがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害          ●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害          ●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。          ●生活用動産である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害を除きます。          ●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害          ●生活用動産に加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手に発生した損害          ●生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。)上の過失または技術の拙劣によって発生した損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。          ●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害          ●楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害          ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)          ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害          ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害          ●P21の「補償対象外となる主な「生活用動産」」の損害</p> <p>など</p>
<b>(住宅内生活用動産(保険金)臨時費用保険金)</b> <b>残存物取片づけ費用保険金</b>	<p>損害保険金がお支払われる場合</p>	<p>損害保険金 × 30%</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度となります。          (注2) 臨時費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。          (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>残存物取片づけ費用(※)の額</p> <p>(※) 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。          ①取りこわし費用          ②取片づけ清掃費用          ③搬出費用</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、損害保険金 × 10%が限度となります。          (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<b>(住宅内生活用動産(保険金)失火見舞費用保険金)</b>	<p>被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族※が所有する生活用動産またはそれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発(※1)により、第三者の所有物(※4)の損壊(※5)が発生した場合</p> <p>(※1) 第三者(※2)の所有物で被保険者以外の方が占有する部分(※3)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。          (※2) 保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。          (※3) 区分所有建物の共有部分を含みます。          (※4) 動産については、その所有者によって現に占有されている物でその方の占有する敷地内にあるものに限りまます。          (※5)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。</p>	<p>被災世帯の数 × 20万円</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が再調達価額※(※)を超える場合は、再調達価額とします。)の20%に相当する額が限度となります。          (注2) 失火見舞費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、失火見舞費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い被災世帯あたりの支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。          (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。          (※) 貴金属等の場合には、損害が発生した地および時における保険の対象の価額となります。</p>	<p>被災世帯の数 × 20万円</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が再調達価額※(※)を超える場合は、再調達価額とします。)の20%に相当する額が限度となります。          (注2) 失火見舞費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、失火見舞費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い被災世帯あたりの支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。          (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。          (※) 貴金属等の場合には、損害が発生した地および時における保険の対象の価額となります。</p>



※印を付した用語については、P24、25の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任保険金 ★借家人賠償責任補償特約	<p>保険期間中に、日本国内において、借用住宅（*1）が火災、破裂または爆発により損壊（*2）し、被保険者（*3）が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>（*1）「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。</p> <p>（*2）「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。</p> <p>（*3）借用戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限りませ。）を被保険者としてします。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※（0円）</p> <p>（注1）1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>（注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>（注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>（注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●心神喪失または指図に起因する損害賠償責任 ●借住住宅の改装、増築、取りこわし等の工事による損害 ●貸主に借住住宅を引き渡した後に発見された損壊による損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●貸主との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●借住住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●借住住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借住住宅の汚損であって、借住住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など</p>
修理費用保険金 ★修理費用補償特約	<p>保険期間中の次の事故により、日本国内において借住住宅（*1）に損害が発生し、被保険者（*2）が貸主との契約に基づきその借住住宅を自己の費用で現実に修理した場合。</p> <p>ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借住住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合は除きます。</p> <p>・火災、落雷、破裂、爆発 ・借住住宅の外部からの物体の衝突（雨、雪、あられ、砂塵（じん）、粉塵（じん）、煤（ばい）煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災、土砂崩れによる損害を除きます。） ・給排水設備に発生した事故または被保険者以外の者が占有する借住住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢（いっ）水による水漏れ（水災による損害を除きます。） ・騒擾（じょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ・風災、雹（ひょう）災または雪災（*3）（借住住宅の内部については、借住住宅またはその一部が風災、雹（ひょう）災または雪災によって直接破損したために発生した損害（吹込みによる損害を含みます。）に限りませ。） ・盗難</p> <p>（*1）「借住住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。</p> <p>（*2）借住住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。</p> <p>（*3）豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪洪水による事故を除きます。</p>	<p>修理費用※ - 免責金額※（1回の事故につき3,000円）</p> <p>（注1）保険金のお支払額は、1回の事故につき、修理費用保険金額が限度となります。</p> <p>（注2）建物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段等）や、居住者が共同で利用する部分（玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等）の修理費用はお支払いしません。</p> <p>（注3）雪災による損害が1回の積雪期において複数発生した場合、おのおの別の事故によって生じたことが明らかでないときは、1回の事故により生じたものと推定します。</p> <p>（注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者、借住住宅の貸主、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害 ●保険契約者、被保険者または借住住宅の貸主が所有または運転する車両・積載物の衝突、接触による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●借住住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●借住住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借住住宅の汚損であって、借住住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など</p>

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」および「生活用財産」／補償対象外となる主な「受託物」	
<p><b>1. 補償対象外となる運動等</b></p> <p>山岳登山（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p>その他これらに類する危険な運動</p> <p>（*1）ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。</p> <p>（*2）グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>（*3）職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>（*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>	<p>子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・敷草・き草・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ</p> <p>など</p>
<p><b>2. 補償対象外となる職業</b></p> <p>オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、カス</p> <p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>	<p>（注）「生活用財産」の場合、補聴器および漁具は補償対象となります。</p>
<p><b>3. 補償対象外となる主な「携行品」および「生活用財産」</b></p> <p>船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機・自転車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型（無人機等を含みます。）およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワーブル・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電</p>	<p><b>4. 補償対象外となる主な「受託物」</b></p> <p>日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）、原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、左記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物</p> <p>など</p>

※印を付した用語については、P24、25の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット	<p>保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が免責期間※（4日）を超えて継続した場合</p>	<p>保険金額 × 就業不能期間※の月数（*）</p> <p>+ 保険金額 × <math>\frac{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}</math></p> <p>（*）1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。</p> <p>（注1）保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。</p> <p>（注2）原因または発生した時が異なる複数のケガ※または病気※により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>（注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ※や病気※</p> <p>●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガ※や病気※</p> <p>●自動車等※の無資格運転または酒気帯び運転※中のケガ</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ※や病気※</p> <p>●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ※や病気※（テロ行為によるケガ※や病気※は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ※や病気※</p> <p>●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※</p> <p>●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（*1）やケガ（加入者証等に記載されます。）</p> <p>などによる就業不能※</p> <p>●精神障害（*2）を被り、これを原因として発生した就業不能</p> <p>●妊娠または出産による就業不能</p> <p>●骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合</p> <p>（注）ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時（*3）より前に発病※した病気（*1）または発生した事故によるケガ※については保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡（さ）りして1年以前であるときは保険金をお支払いします。</p> <p>（*1）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>（*2）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。</p> <p>＜お支払対象外となる精神障害の例＞ 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など</p> <p>（*3）就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
5 短期休業補償コース			

（☆）【再度就業不能※となった場合の取扱い】

免責期間※を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ※または病気※によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病気（\*）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡（さ）りして1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

（\*）就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。



※印を付した用語については、P24、25の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

#### お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

(注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容
<b>＜ご注意＞</b>
被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。 (*)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたときは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害※を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害※が開始した場合に限り、てん補期間※中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額※を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
6 長期休業補償コース	団体長期障害所得補償保険金	身体障害※により、就業障害※となった場合	(1)新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日の前日から遡りして12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害(※1) ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害(※2) ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等医学的覚所見のないものによる就業障害(※3) ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車運転している間イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害(※4) ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害(※5) など (3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気(※6)等(加入者証等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (※1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (※2)「天災危険補償特約」がセットされているため、保険金お支払いの対象となります。 (※3)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (※4)「精神障害補償特約あり」の場合(L15・L25)平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(※7)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1)F04～F09 (2)F20～F51 (3)F53～F54 (4)F59～F63 (5)F68～F69 (6)F84～F89 (7)F91～F92 (8)F95 (9)F99 「精神障害補償特約なし」の場合お支払い対象外となる精神障害の例 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、躁(そう)病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害、知的障害 など (※5)病原体が体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (※6)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (※7)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるります。
		てん補期間※中の就業障害※である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 <b>支払基礎所得額※×所得喪失率※×約定給付率※(100%)</b>  (注1) お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額※(500,000円)を限度とします。 (注2) 協定書に定めるてん補期間を限度とします。 (注3) 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額※を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 (注4) てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注5) 同一の身体障害※により、免責期間※を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 (注6) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等※がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(※) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(※)を限度とします。 (※)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。  【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡りして1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	

(※) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】  
病気を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(※1)の原因となった病気(※2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。  
①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額  
②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(※2)を発病した時が、その病気による入院(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡りして1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※2) 疾病入院(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

#### 【特約の説明】

セットする特約	特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関する行う暴力的行動をいいます。		
天災危険補償特約(③)病気・ケガ補償コース)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。 <table border="1"><thead><tr><th>同様の取扱いとなる保険金</th></tr></thead><tbody><tr><td>・先進医療費用保険金</td></tr></tbody></table>	同様の取扱いとなる保険金	・先進医療費用保険金
同様の取扱いとなる保険金			
・先進医療費用保険金			
女性特定疾病のみ補償特約(④)コース特約②疾病補償特約(女性特定疾病のみ補償特約セット)	特約記載の女性特定疾病※の治療※を目的とした入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。		
保険金の請求に関する特約(④)コース特約②疾病補償特約(女性特定疾病のみ補償特約セット)	被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 <table border="1"><thead><tr><th>本特約が適用される傷病名</th></tr></thead><tbody><tr><td>・女性特定疾病※</td></tr></tbody></table>	本特約が適用される傷病名	・女性特定疾病※
本特約が適用される傷病名			
・女性特定疾病※			
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(③)コース基本(病気・ケガ)タイプ、(④)コース特約②疾病補償特約(女性特定疾病のみ補償特約セット)	疾病手術保険金について、入院※中に受けた手術※の場合のお支払額は、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。		
無事故戻しに関する規定の不適用特約(⑤)短期休業補償コースに自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能※が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。		
天災危険補償特約(所得補償保険用)(⑤)短期休業補償コース)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※による就業不能※の場合も、所得補償保険金をお支払いします。		

#### 【※印の用語のご説明】

- 「アルパトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(※) いずれもそのための練習を含みます。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「修理費用」とは、借住住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン※またはアルパトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルパトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン※またはアルパトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係のある一連の病気※をいいます。病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。  
①細菌性食中毒  
②ウイルス性食中毒  
(※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
  - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
  - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。
  - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	
・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金	・傷害通院保険金 ・疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	
・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金	・傷害通院保険金 ・疾病通院保険金

- 「就業不能」とは、被保険者がケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治りた後は就業不能とはいいません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。  
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非腫血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。  
②先進医療※に該当する診療行為(※2)  
(※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。



### ③ 病気・ケガ補償コース、④ 病気・ケガ補償コース(特約)、⑤ 短期休業補償コース、⑥ 長期休業補償コース

## 《重要事項のご説明》

### ③、④、⑤、⑥ コース共通 「契約概要」のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書（協定書）」（以下協定書といえます）等によって決まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### ③・④ コース用：団体総合生活補償保険（MS&AD型） 「契約概要」のご説明

#### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

##### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。
なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。
特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲（○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外）		
	本人(*1)	配偶者	その他親族
本人型	○	－	－

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*1)のうち、次のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"><li>保険期間の開始時点で生後15日以上69才以下の方</li> <li>生後15日については、申込締切日(2023年10月13日)時点で出生されている方に限ります。</li> <li>健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方</li></ul>
先進医療費用保険金補償特約	
日常生活賠償特約	(a)本人(*1) <ul style="list-style-type: none"><li>本人(*1)の配偶者</li> <li>同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)</li> <li>別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子)</li> <li>(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。</li></ul>
借家人賠償責任補償特約	(a)本人(*1)。ただし、本人(*1)と借用住宅の賃借名義人が異なる場合には、その賃借名義人を含みます。 <ul style="list-style-type: none"><li>借家人賠償責任補償特約については、(a)の被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。</li></ul>
修理費用補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人(*1)
親介護一時金支払特約 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">親介護</div>	本人(*1)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、補償内容を入力する(保険料試算)ページの特約保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"><li>保険期間の開始時点で満20才以上84才以下の方</li> <li>健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方</li></ul>

- (\*1)補償内容を入力する(保険料試算)ページの被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
  - (\*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットのとおりでです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### ①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

本パンフレットP15～21、P24～25 をご参照ください。

##### ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

本パンフレットP15～21、P24～25 をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

##### (3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットP15～21、P24～25 をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入内容の照会の保険期間欄にてご確認ください。

ただし、所得※の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害※の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとしてします。

- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 「身体障害」とは、傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ⑥の「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間※終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
- ⑥の「免責期間」とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害※が継続する期間をいいます。
- ⑥の「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害※が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額 = （年間収入額（\*1）－（働けなくなったことにより支出を免れる金額（\*2））  
12(か月)

（\*1）給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引きの収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

（\*2）被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

（\*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「女性特定疾病」とは、次の病気をいいます。
  - 一部の中皮腫・カポジ肉腫などを除くがん（悪性新生物）※、乳房・子宮・卵巣・腎尿路・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巣機能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧（症）、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産じよくにかかわる病気　など特約記載の病気
- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「要介護状態（要介護3以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
  - ①公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上）
    - 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
  - ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）
    - 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
  - ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）
    - 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- ⑤の「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいいます。この期間内で就業不能※である期間が保険金支払いの対象となります。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師※が診断（\*）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断によりはじめて発見されることをいいます。（\*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- ⑤の「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能※となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- ⑤の「免責期間」とは、就業不能※開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間（加入者証等記載の日数）をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術※による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
  - ②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
（注）①の診療行為は、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。
- 「回復所得額」とは、免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、1□あたり保険金額 × 加入□数 によって算出した額となります。
- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害※となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
- 「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。

割合 = 1 − 免責期間※終了日の翌日から起算した各月における回復所得額※  
免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額



## ③ 病気・ケガ補償コース、④ 病気・ケガ補償コース(特約)、⑤ 短期休業補償コース、⑥ 長期休業補償コース

### ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレットP23～25をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

### (3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットP23～25をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入内容の照会の保険期間欄にてご確認ください。

### (5) 引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご確認ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、本パンフレットの保険金額欄および加入内容の照会にてご確認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。

・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。  
健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など)：50%

## 2. 保険料

保険料は支払基礎所得額・保険金額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払いただく保険料につきましては加入内容の照会の保険料欄にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

毎月の給与から保険料相当額が控除されます。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みしていただくべき保険料のお払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## ③、④、⑤、⑥ コース共通 「注意喚起情報」のご説明

●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## ③・④ コース用：団体総合生活補償保険(MS&AD型) 「注意喚起情報」のご説明

### 1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はヤマハ株式会社か保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務等

#### (1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、「加入申込票」に記載された内容のうち、「※」印がついている項目ことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。「加入申込票」の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

①他の保険契約等(※)に関する情報

(※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年齢」(病気を補償する契約に限ります。)

③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

#### (2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、「補償内容を入力する(保険料試算)ページ」の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。

(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険・普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(※)を解約しなければなりません。

①この保険契約(※)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(※)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(※)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。

(※)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

### (5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご確認ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットの保険金額欄および「加入申込票」、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。

## 2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。補償内容の入力画面の合計保険料でご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

毎月の給与から保険料相当額が控除されます。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## ⑤ コース用：所得補償保険 「契約概要」のご説明

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満15才以上64才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
------------------	--

被保険者の範囲	補償内容の入力画面の被保険者2～8に記載の方
---------	------------------------

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットのとおります。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本パンフレットP22、P24～25をご参照ください。

#### ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレットP22、P24～25をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットP22、P24～25をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入内容の照会の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただけます(就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットの保険金額欄および加入内容の照会、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

## 2. 保険料

保険料は保険金額・年齢・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入内容の照会の保険料欄にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

毎月の給与から保険料相当額が控除されます。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 6. 無事故戻し返れい金

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)

## ⑥ コース用：団体長期障害所得補償保険 「契約概要」のご説明

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才以上満59才以下の方
------------------	--

被保険者の範囲	補償内容の入力画面の被保険者2～8に記載の方
---------	------------------------

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は、本パンフレットのとおります。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

#### ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)とお支払いする保険金の額

本パンフレットP23～25をご参照ください。



■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。  
 (注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルフファー保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。

保険料は、毎月の給与控除により払込みください。毎月の給与控除により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットP15～21、P24～25をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、毎月の給与控除により払込みください。毎月の給与控除により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

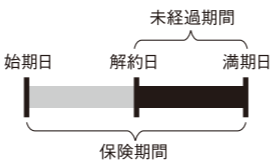
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申し出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。  
ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットP34をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットP34をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険(MS&AD型)）をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

**⑤ コース用：所得補償保険 「注意喚起情報」のご説明**

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険はヤマハ株式会社から保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページに記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入内容の照会の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 被保険者の「職業・職務」
- ② 他の保険契約等（\*）に関する情報  
（\*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ③ 被保険者の「生年月日」、「年齢」
- ④ 被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

- ・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページ質問事項の回答欄に、必ず被保険者本人ご自身で記入のうえ、「健康状況告知書質問事項 回答欄」にご署名ください。
- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時（\*1）より前に発病した病気（\*2）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の際が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。  
（\*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。  
（\*2）就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

(2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ・加入者証記載の職業・職務を変更した場合
- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（\*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。  
（\*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約（\*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（\*）を解約しなければなりません。

（\*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。  
 (注) 1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主なご契約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、毎月の給与控除により払込みください。毎月の給与控除により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットP22、P24～25をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、毎月の給与控除により払込みください。毎月の給与控除により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

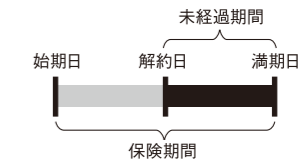
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申し出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。  
ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。





**③ 病気・ケガ補償コース、④ 病気・ケガ補償コース(特約)、⑤ 短期休業補償コース、⑥ 長期休業補償コース**

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

**3. 補償の開始時期**

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、毎月の給与控除により払込みください。毎月の給与控除により保険料をお払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

**4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等**

**(1) 保険金をお支払いしない主な場合**

本パンフレットP23～25をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

**(2) 重大事由による解除**

- 次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
  - ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
  - ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

**5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い**

保険料は、毎月の給与控除により払込みください。毎月の給与控除により保険料をお払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

**6. 失効について**

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未經過期間分の保険料を返還します。

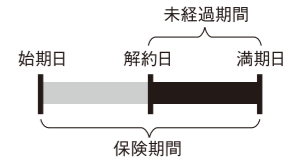
**7. 解約と解約返れい金**

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未經過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



**8. 保険会社破綻時等の取扱い**

本パンフレットP34をご参照ください。

**9. 個人情報の取扱いについて**

本パンフレットP34をご参照ください。

**10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意**

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

**(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項**

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

**(2) 新たな契約(団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項**

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
  - ② 新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
  - ③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(\*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- (\*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

**この保険商品に関するお問合わせは**

【代理店・扱者】 株式会社ヤマハコーポレートサービス 保険サービス事業部 TEL 053-460-5311

**三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは**

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス  
https://www.ms-ins.com/contact/cc/ [こちらからアクセスできます。](#)



**万一、ケガをされたり、病気になられた場合は**

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。  
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」  
0120-258-189 (無料)  
事故はいち早く

**指定紛争解決機関**

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
(ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)) 0570-022-808  
・受付時間 [平日 9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]  
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。  
・おかけ間違いにご注意ください。  
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

**8. 保険会社破綻時等の取扱い**

本パンフレットP34をご参照ください。

**9. 個人情報の取扱いについて**

本パンフレットP34をご参照ください。

**10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意**

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

**(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項**

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

**(2) 新たな保険契約(所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項**

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

**⑥ コース用：団体長期障害所得補償保険 「注意喚起情報」のご説明**

**1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)**

この保険はヤマハ株式会社が入会者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回またはご加入の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

**2. 告知義務等**

**(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)**

■ 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■ 告知義務とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページに記載された内容のうち「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。「健康状況の告知告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページに記載内容を必ずご確認ください。

**【告知事項】**

- ① 他の保険契約等(\*)に関する情報
- (\*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ② 被保険者の「生年月日」、「年齢」、「性別」
- ③ 被保険者の健康に関する告知

**【健康に関する告知について】**

被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、補償内容の入力画面の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご入力ください。

健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日(\*)1からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき(\*)2は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。詳細は代理店 扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(\*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(\*)2 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

**(2) その他の注意事項**

■ 同種の危険を補償する他の保険契約等(\*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご記入ください。

(\*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。)をいいます。

■ 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■ ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■ 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(\*)を解約しなければなりません。

(\*) 保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

■ 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注)1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。



## ③ 病気・ケガ補償コース、④ 病気・ケガ補償コース(特約)、⑤ 短期休業補償コース、⑥ 長期休業補償コースへご加入・ご継続されるみなさまへ

### 【継続の取扱いについて】

#### ●<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数(⑥ コースのみ)での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時の年令による保険料となりますのでご了承ください。)

●③・④・⑤・⑥ コースの保険の保険期間は、1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

### 【保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡】

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

### 【保険金支払いの履行期】

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(\*1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(\*2)を終えて保険金をお支払いします。(\*3)

(\*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(\*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(\*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

### 【保険金のご請求時にご提出いただく書類】

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・休業・所得証明書
- ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

### 【示談交渉について】

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### <示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

#### <示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

### 【代理請求人について】

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者(\*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(\*) 法律上の配偶者に限ります。

### 【税法上の取扱い】(2023年7月現在)

③・④ コースの払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等および⑤・⑥ コースの払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のタイプの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数、就業不能期間および就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

### 【契約内容登録制度】

お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

### 【経営破綻した場合等の保険契約者の保護について】

●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

#### 【病気の補償、所得補償保険金、団体長期障害所得補償保険金】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

#### 【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

#### 【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

### 【団体割引に関するご注意】

前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

#### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

《**ご注意**》 団体契約保険は、損害保険会社が引き受ける以下の保険契約の組み合わせにより運営されています。

③・④・⑤・⑥ コースの保険はヤマハ株式会社が発行する保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。

詳細は、普通保険約款および特約をご確認ください。またご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



## ③ 病気・ケガ補償コース、④ 病気・ケガ補償コース(特約)、⑤ 短期休業補償コース、⑥ 長期休業補償コース ご加入内容確認事項

### ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

- 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください**。万一、ご希望に合致しない場合は、**ご加入内容を再度ご検討ください**。「**重要事項のご説明**」に記載の、**補償が重複する可能性のある特約等**については、**ご加入の要否をご確認ください**。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）	保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）	保険料・保険料払込方法

- ネット手続き画面の「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページの**回答漏れ・誤りがないかご確認ください**。以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、ネット手続き画面の「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページに正しくご回答いただきますようお願い申し上げます。**回答の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追加入力をお願いいたします**。

<p>①<b>皆さまがご確認ください</b>。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ネット手続き画面の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご回答いただいていますか？「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。</li><li>*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。</li><li>または、事前に表示している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？</li><li>ネット手続き画面の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご回答いただいていますか？</li><li>または、事前に表示している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？</li><li>ネット手続き画面の「他の保険契約等」欄は正しくご回答いただいていますか？</li></ul> <p><b>*ご加入いただく保険商品の補償内容を入力する(保険料試算)ページに上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご回答は不要となります。</b></p>
<p>②<b>以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください</b>。</p> <p>◆「<b>⑤短期休業補償コースをお申込みの場合のみ</b>」ご確認ください。</p> <p>保険金額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下となるようなタイプでお申込みされていますか？</p> <p>◆「<b>⑥長期休業補償コースをお申込みの場合のみ</b>」ご確認ください。</p> <p>支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？</p> <p>◆「<b>健康状況に関する告知をさせていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ</b>」ご確認ください。</p> <p>被保険者（補償の対象となる方）の健康状況をネット手続き画面の「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページに正しくご回答いただいていますか？</p>

- 次のいずれかに**該当する場合にはネット手続き画面の入力が必要ですのでご確認ください**。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
- 既にご加入されているがご継続されない場合

## ③ 病気・ケガ補償コース、④ 病気・ケガ補償コース(特約)、⑤ 短期休業補償コース、⑥ 長期休業補償コース 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

**以下の注意点をお読みいただき、ネット手続き画面の「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページにご回答ください。**

継続加入の場合で、保険責任を加重（\*）することなくご継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。

（\*）〔③・④コース〕 疾病入院保険金日額の増額、先進医療費用保険金補償特約のセット等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

〔⑤・⑥コース〕 所得補償保険金額・支払基礎所得額の増額、精神障害補償特約のセット等、補償を拡大することをいいます。

#### 1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うのための重要な事項です。

必ず被保険者（補償の対象者）または申込人ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

（注）告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。（③・④コースのみ）

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	・基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのままご回答ください。
	・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご回答ください。

#### 2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

ネット手続き画面の「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページについて、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 3. ネット手続き画面の「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページへの入力のお願

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず補償内容のネット手続き画面の「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページへのご入力にてご回答をいただきますようお願いします。

#### 4. 健康に関する告知が必要な方

〔⑤・⑥コースの場合〕

- 「所得補償保険」「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

〔③・④コースの場合〕

- 「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 （○:あり,×:なし）	回答が必要な質問事項（○:回答要,×:回答不要）	
疾病補償	質問1	質問2
○	○	○
×	健康に関する告知は不要です	

- 「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金専用」の告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約 先進医療費用保険金補償特約
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護

#### 5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

#### 6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

〔⑤コースの場合〕

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時（\*1）より前に発病した病気（\*2）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（\*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

（\*2）就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

〔⑥コースの場合〕

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日（\*1）からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき（\*2）は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（\*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

（\*2）治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

〔③・④コースの場合〕

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時（*1）より前に発病した病気（*2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時（*1）より前に被ったケガまたは発病した病気（*2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（*1）より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
	なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（\*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

（\*2）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

（\*3）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。



## 7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます場合があります。
- 「健康状況告知質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

### 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、ネット手続き画面の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(\*)については、保険金をお支払いしません。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。(\*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

### ● [5]・[6]コースの場合

ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

ネット手続き画面の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご入力ください。

#### 【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の入力方法】

ネット手続きサイトへログインし「健康状況に関する質問」の質問1・2につきご回答ください。

なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入をご継続いただくことができません。

- 各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
- ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



### ● [3]・[4]コースの場合

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。ネット手続き画面健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問ページ「前年度告知内容」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおり入力ください。
先進医療費用保険金補償特約	【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の入力方法】 ネット手続きサイトへログインし「健康状況に関する質問」の質問1・2につきご回答ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症候群について保険金をお支払いしない条件で加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。

- 各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
- ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



## [3] 病気・ケガ補償コース・[4] 病気・ケガ補償コース(特約)(ケガのみタイプ、親介護一時金支払特約を除く)

## [5] 短期休業補償コース [6] 長期休業補償コース

## 健康状況告知書質問事項

【疾病・症状一覧表】 ネット手続き画面 健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問ページ「前年度告知内容」に表示の各疾病コードに属する 疾病・症状の詳細は下表のとおりです

分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系等の疾患	A 0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A 1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘻)、頸動脈狭窄症
	A 2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A 3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A 4	低血圧症
消化器系の疾患	B 0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B 1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB 1ではなくG 2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B 1とG 2に重複して該当します。
	B 2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B 3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B 4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B 5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C 0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C 1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C 2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D 0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA 腎症を含みます。)、腎周囲炎、腰痛、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D 1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D 2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D 3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
	内分泌系の疾患	E 0
E 1	痛風	
E 2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)	
血液・造血器系の疾患	F 0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G 0	結核(腎結核を除きます。)
	G 1	腎結核
	G 2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G 2とB 1に重複して該当します。
	G 3	細菌性心内膜炎
	G 4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H 0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H 1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H 2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H 3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J 0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J 1	膠原病※、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャージ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J 2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K 0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L 0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M 0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N 0	職業病
精神障害	P 0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかかる疾患	Q 1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q 2	上記Q 1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R 0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページ「特定疾病対象外欄」の“疾病コード・疾病名称”に疾病コード「RO」および「具体的な疾病・症状名(カナ)」が表示されている場合、表示された疾病・症状および表示された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受しています。



保険正式名称：団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険  
健康状況告知書質問事項

ご回答はネット手続き画面の「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページにご回答ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「団体総合生活補償保険 (MS&AD型)」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。  
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)または「申込人」ご自身がお答えください。(※)  
(※)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。**

告知対象外となる 傷害・疾病一覧	●ケガ※ ●正常分娩 ※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈指腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷
---------------------	--

「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1、2につきご回答ください。  
質問1、2の回答のいずれかが「はい」の場合:お引受けできません。  
質問1、2の回答のいずれも「いいえ」の場合:お引受けします。

質問1	<p>※「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。</p> <p>次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等※は除きます)。</p> <p>①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等※をすすめられている。 ②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。 ※再検査等とは、医師から病気になるために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。</p>
質問2	<p>※「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。</p> <p>告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがように指導されたことがありますか。</p> <p>①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」 ※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。</p>

疾病・症状一覧(介護)

脳血管系の病気等	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系の病気等	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎炎、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物を除きます) ●脳腫瘍
その他	●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限り) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等で確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください) (注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00 からF99 に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。  
現在ご加入いただいている契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群※1については、保険金をお支払いしません。  
各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」または「加入者証」等に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。  
引受保険会社のホームページへは、右記のQRコード※2からアクセスいただけます。  
※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。  
※2 QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。  
継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。  
<告知の結果、お引受けできる場合>  
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。  
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、二重線で削除してください。  
なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。  
<告知の結果、お引受けできない場合>  
ご加入を継続いただくことができません。  
ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。



ご回答はネット手続き画面の「健康状況の告知 告知対象となる方への健康状況に関する質問」ページにご回答ください。

親介護一時金専用

この健康状況告知書質問事項は、以下の特約被保険者専用の質問書です。  
・親介護一時金支払特約

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「親介護補償」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。  
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、介護を受ける方(※1)(特約被保険者)に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。(※2)また、ご確認方法を選択してください。  
(※1)基本部分の被保険者の親御様(姻族を含みます。)をいいます。  
(※2)「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方(※1)を代理して、ご回答いただけます。  
なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。**

\*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問	<p>次のいずれかに該当しますか。</p> <p>①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。 ③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。</p>
確認方法	<p>特約被保険者となる方(親御様)へのご確認方法を以下からご選択ください。 (複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をしてください。) (選択肢) ①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段</p>

疾病・症状一覧(介護)

脳血管系の病気等	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系の病気等	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎炎、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物を除きます) ●脳腫瘍
その他	●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限り) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等で確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください) (注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00 からF99 に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。



## 生命保険料控除について

保険料は下記のとおり生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。(2023年7月現在)

コース名		保険会社名	生命保険料控除可否	控除種類など
3	病気・ケガ補償コース	基本タイプ	疾病部分	○ 介護医療保険料
			傷害部分	×
ケガのみタイプ		三井住友海上	×	
4	病気・ケガ補償コース(特約)		先進医療費用保険金補償特約	○ 介護医療保険料
			疾病補償特約(女性特定疾病のみ補償特約セット)	○ 介護医療保険料
			親介護一時金支払特約 [親介護]	○ 介護医療保険料
5	短期休業補償コース	基本補償	○ 介護医療保険料	
6	長期休業補償コース	基本補償	○ 介護医療保険料	
		精神障害補償特約	○ 介護医療保険料	

## 保険金請求の手続

コース名		保険金 給付金請求事由	手続方法	必要書類の主なもの (追って送付します)
3	病気・ケガ補償	基本(病気・ケガ)タイプ	被保険者が病気、ケガ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷害保険金請求書(ケガ)</li> <li>・疾病保険金請求書(病気)</li> <li>・同意書・診療(入通院)状況申告書</li> <li>・入院期間の分かる治療費領収書コピー(病気)</li> <li>・診断書(費用は自己負担となります。30万円超のご請求金額の場合に必要となります。必要な方へは請求書類提出後に保険会社より連絡します。)</li> </ul> など
		ケガのみタイプ	被保険者が病気、ケガ	
4	病気・ケガ補償コース(特約)	先進医療	病気・ケガ休業した時点で「保険金請求依頼書」(P42)をコピー記入し、(株)ヤマハコーポレートサービス保険サービス事業部まで送付してください。電話もしくはWEB(一部対象外)にてご請求いただくことも可能です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告内容に応じて保険金請求に必要な書類を送付します。</li> </ul>
		女性疾病		
		親介護一時金支払		
		日常生活賠償補償		
		携行品損害補償		
		ホールインワン・アルバトロス費用補償		
5	短期休業補償	本人が病気・ケガのため5日以上会社を欠勤	内容に応じて保険金請求に必要な書類を送付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得補償保険請求書</li> <li>・同意書</li> <li>・診断書</li> <li>・休業・所得証明書</li> </ul> など
		本人が病気・ケガのため366日以上会社を欠勤		

### 4]コースの保険金請求手続の注意点についてご案内します。

- 日常生活賠償保険金の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 携行品損害保険金、住宅内生活用動産保険金、受託物賠償責任保険金の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。

【必要書類】ホールインワン・アルバトロス費用補償の場合、上記以外にご提出いただく書類がございますのでご了承願います。

「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。

- 同伴競技者
  - 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者  
具体的には、同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー などの方をいいます。
  - ゴルフ場の支配人等(ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者)
- (注)公式競技で達成されたホールインワンまたはアルバトロスについては、前記(a)または(b)のいずれかの方の署名もしくは記名・押印は不要です。  
(注)達成証明資料によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、前記(b)の署名もしくは記名・押印は不要です。  
この場合、達成証明資料(※1)の提出が必要となります。

(※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。

## Web加入者証のご登録方法

### ご契約者さま専用ページに未登録の場合

二次元コード読みとり  
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>

加入者証に記載されているお客さまコード1・2を入力し、次へをタップ

メールアドレス(ユーザーID)、パスワード入力

加入者氏名、生年月日を入力

※氏名カナ、生年月日は加入者証の内容と一致させる必要があります。

利用規約に同意にチェックをし、次へをタップ

入力内容に誤りがないことを確認し、次へをタップ

登録完了

### ご契約者さま専用ページに登録済の場合

二次元コード読みとり、ご契約者さま専用ページへ  
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>

ログイン後、マイメニューをタップ

契約中の保険を追加するをタップ

団体損害保険 専用ボタンをタップ

加入者証に記載されているお客さまコード1・2を入力し、次へをタップ

入力内容・追加する加入者情報を確認し追加するをタップ

契約追加完了

(注1)スマートフォンに二次元コードリーダー機能がない場合は、三井住友海上オフィシャルサイトからご登録ください。  
(注2)画面は予告なく変更になることがあります。

「三井住友海上 ご契約者さま専用ページ」のご利用方法・操作に関するお問い合わせ  
インターネットデスク TEL:0120-168-321(無料)  
※年末年始は休業させていただきます。

【パスワードがロックされた場合やお客さまコードが不明な場合のお問い合わせ先】  
株式会社ヤマハコーポレートサービス 保険サービス事業部  
TEL:0120-171-044(通話無料) 内線:203142



この依頼書をコピーして、事案発生後すみやかに、社内便または郵送・FAXでお送りください。

団体契約保険  
保険金請求依頼書



【送付先・お問い合わせ先】

メールBox. HS FAX: 053-460-5322  
(株)ヤマハコーポレートサービス 保険サービス事業部  
内線: 203142 TEL: 0120-171-044 (通話無料)

依頼日	西暦 年 月 日		
契約者 (加入者)	フリガナ 氏名	勤務先 会社名	
	生年月日 (昭和) (平成) 年 月 日	所属	
	自宅住所 〒	従業員No.	
		日中の連絡先 TEL.	
ケガ・病気等 をされた方 (被保険者)	フリガナ 氏名	契約者から見た続柄 (本人) (配偶者) (子供) (親)	
	被保険者住所 〒	性別 (男) (女)	
	傷病名 (治療中) (治療済)	生年月日 (昭和) (平成) 年 月 日	
		病院名 (病院) (接骨院)	
		病院 TEL.	

ケガ	発生日 年 月 日	通院期間 / ~ / 頃 (回) 見込み	
	発生時間 (午前) (午後) 時頃	入院期間 (無) (有) → / ~ / 予定	
	発生場所	手術 (無) (有) → 手術名 ( )	
休業	(休業なし) (休業あり) → 会社を休む期間 / ~ / 頃の見込み		
病気	初診日 西暦 年 月 日	本人(被保険者)は 病名を (知っている) (知らない)	
	通院期間 / ~ / 頃 (回) 見込み	手術 (無) (有) → 手術日 年 月 日	
	入院期間 (無) (有) → / ~ / 予定	手術名 ( )	
介護	介護状態になられた日 年 月 日頃	要介護認定を受けた日 年 月 日 → (級)	
賠償責任 携行品損害 住宅内生活用動産 ホールインワン等	発生日 年 月 日	損害被害物件	< 賠償責任の場合 相手の情報 > 氏名(フリガナ)  連絡先TEL.
	発生時間 (午前) (午後) 時頃	損害の程度	
	発生場所	概算 円	

物損事故の場合、修理前に損害箇所のわかる写真をお撮りください。

事案の発生状況 または 病気の経過など について、分かりやすくご記入ください。

.....

.....

今回提供する個人情報の貴社における利用目的が、貴社が委託を受けている保険会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理であることを確認しました。(また、上記の保険会社の各種商品やサービスの案内等のために、貴社がその提携先である保険会社の代理店と共同して対応する際には、個人情報当該代理店に提供されることに同意します。)

3・4・5・6コースの保険金のご請求につきましては、引受保険会社にお電話もしくはWEB(一部対象外))にてご請求いただくことも可能です。引受保険会社より別途、お手続き書類が郵送されます。なお保険金請求WEBのご利用には、ご加入いただいている契約の「証券番号」および「加入者番号」の入力が必要です。お手元に「加入者証」をご用意のうえ、お手続きください。

【引受保険会社・保険金ご請求先】 三井住友海上火災保険株式会社

●24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」: 0120-258-189 (無料)

●保険金請求WEB:

※保険金請求WEBは三井住友海上オフィシャルサイトへ移動します





## お問い合わせ先

(株)ヤマハコーポレートサービス  
保険サービス事業部 保険相談プラザ

〒430-8650  
静岡県浜松市中区中沢町10-1 ヤマハ(株)厚生会館1階

内線：**203142**  
TEL：**0120-171-044**  
(通話料無料)

TEL：053-460-5311  
FAX：053-460-5322  
物理メール：HS

ヤマハ保険

検索



**個別相談承ります！**  
**お気軽にお申込みください。**

インターネット、メール、お電話でも  
お好きな方法でお申し込みいただけます！

**オンライン相談も可能です！**



パンフレット及び個別相談のお申し込みは  
上記のお問い合わせ先にご連絡いただくか、  
右記二次元バーコードからお申し込みください。▶▶▶▶▶▶



※お問い合わせフォームは外部サイトへ移動します。

### 【ヤマハグループのトータル保障 団体契約保険事務局】

(株)ヤマハコーポレートサービス HR事業部人事業務部厚生グループ

内線：202105 TEL：053-460-2105

### 【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

A23-100803 承認年月：2023年8月